

令和6年度第1回多摩市公契約審議会 要点録

1 開催日時及び会場

令和6年5月30日（木） 午後3時00分から 302会議室

2 出席者（5名）

出席者 古川会長、萩生田副会長、脇田委員、佐々木委員、小泉委員
事務局 藤浪総務部長、横倉総務契約課長、山田契約係長、新見主任、佐藤主事

3 会長・副会長選任

多摩市公契約条例施行規則第8条第2項に基づき、会長を古川委員、副会長を萩生田委員に選任した。

4 議題

（1）審議事項

①多摩市公契約審議会への諮問（令和7年度労務報酬下限額等）について

*事務局が資料2にて内容説明。

○意見等

会長 市役所の次年度の予算編成は、労務報酬下減額が決まらなると、支障があると聞いている。そのため、例年9月末までに決定しているが、今年度についても、9月末までに決定するという点で問題ないか。

事務局 令和7年度予算編成の日程は例年通りのため、9月末までをお願いしたい。

○審議結果

・資料2の諮問を受けて令和6年度も検討を行っていく。

②公契約条例施行後の実施状況の検証について（アンケート集計結果）

*事務局が資料3にて内容説明。

○意見等

委員 アンケート結果において、公契約条例に対する否定的な意見は、労務報酬下限額が実際の賃金より低いことにより、効果が得られていないこととあり、公契約条例があることにより問題が生じているという意見はない。公契約条例は十分に機能していると考えてよいのではないか。

委員 労務報酬下限額が低いことにより効果が出ていないというのであれば、従来の設定方法である来年度の東京都の最低賃金額を予想し、その金

額に+α部分を決めて決定する設定方法を見直す必要があるのかもしれない。社会情勢を見極めつつ、工事又は製造の請負契約における未熟練労働者の労務報酬下限額を設定する際に、公共工事設計労務単価の軽作業員の賃金を重視していきたい。

委員 他の業界の方がよい労働環境であることもあり、建設業界には人が集まりづらい。これから働く方々のことも考え、働きやすい環境を作り上げるために公契約条例をよりよいものにしていきたい。

委員 業種や会社の規模によって、考え方が異なっているように見受けられる。今の若い人達は金額よりも労働条件を重視する傾向がある。賃金以外の部分にも踏み込めるといいのではないか。

会長 成果がないのではなく、成果が見えていないが問題なのではないか。公契約条例は賃金の設定のみではなく、ダンピング受注を防止する観点もある。3次下請けもほとんどなくなる等公契約条例の成果はでており、成果を知る機会を増やす必要がある。公契約条例に対する事業者の理解が深まれば、回答も変わってくる。成果の広報・宣伝方法について検討していかなければならない。

委員 前年度の審議会の中で、週休2日制確保工事を、多摩市として発注するという話があった。市として週休2日制確保工事を発注することは非常によい取り組みであり、実際に回答を見ると、週休2日制確保工事についての肯定的な意見が確認できる。

会長 国土交通省の調査において、建設業では4週4休とれていない事業者が半数以上あったこともあり、国として働き方改革を促している。長野県の公契約審議会では、どうすれば週休2日を実現できるかについて集中的に議論している。多摩市においても、金額以外の部分が今後検討課題となる。

委員 公契約条例制定当初と比較し、ダンピング受注が減少した。週休2日制確保工事に大企業は対応できるが、中小企業は対応が難しいのが実情である。そのため、多摩市が週休2日制確保工事を取り入れていることはありがたい。災害対応をするのは地元の中小業者であり、総合評価落札方式においても多摩市では地域貢献度等取り入れて地元業者を評価している。災害対応するためには人を必要とするが、建設業界全体が人手不足である。公契約条例において、労働環境を課題とする必要があるのではないか。

会長 条例制定時には地元事業者が減っており、防災力の低下が懸念されていた。地元業者の減少傾向は止まっているのだろうか。

委員 地元業者の減少については、一定の歯止めがかかっている。

- 会 長 条例制定時には落札率が 70%を切るような案件も見受けられたが、現状はどうだろうか。
- 事務局 近年、そのような案件はない。
- 会 長 ダンピング受注の減少や、地元業者の減少に歯止めをかけたこと等、住民サービスに役立っていることを広く宣伝することが課題である。
- 会 長 次に、高齢者の適用範囲であるが、条例制定時には福祉的雇用の観点から、業務委託と指定管理については 60 歳以上の労働者を公契約条例の対象から外していた。社会情勢を鑑みると、60 歳以上の労働者を公契約条例の対象とした方がよい業種もあるのではないか。また、猶予期間を設ければ対応できるのではないかという意見も出ていた。
- 委 員 工事については 60 歳以上も適用対象としている。それは、技術があれば年齢は関係なく、60 歳以上と以下を区別するという慣習がないためである。だとすると、業界の意識の問題で解決できるのではないか。高年齢者雇用安定法が一部改正されてから数年が経過していることも鑑み、業務委託や指定管理においても 60 歳以上と以下を区別する必要はなく、一部の業種から 60 歳以上を対象者とするべきではないか。
- 会 長 福祉的雇用の側面がある「施設又は公園の管理運営業務」「施設、下水道管渠等の清掃業務」、ない業務では「子育て支援に関する業務」「その他の業種（学校給食等）」は適用対象とすることに否定的な回答が見受けられる。それ以外の業種は、適用対象としても大きな問題は起きないという回答結果になっている。
- 委 員 今の時代、手に職を持っていない 65 歳以上や 70 歳以上の方々も元気に働いている。一部の業種から 60 歳以上を適用対象としてよいのではないか。
- 会 長 60 歳以上について適用対象とするか今年度中に対応策を決定する必要がある。今回のアンケート結果をもとに次回以降の審議会にて、どのように適用対象とするかを審議していきたい。

○審議結果

- ・アンケート結果・意見等も踏まえ、次回以降 60 歳以上の労働者を適用対象とすることについて議論していく。
- ・来年度以降のアンケート実施について、今回出た意見を踏まえて検討していく。

③令和 5 年度多摩市公契約審議会からの答申における課題点・改善点について

*事務局が資料 4 にて内容説明。

○意見等

特になし

○審議結果

・資料4のとおり、令和5年度の答申に基づき検討が必要な項目について、引き続き議論していく。

④令和7年度の労務報酬下限額等について【資料5～7】

*事務局が資料5・6・7にて内容説明。

○意見等

会 長 資料6に示されている他自治体の公契約条例制定の一覧だが、「世田谷区」と「新宿区」の2自治体については、条例自体に強制力が無く行政指導の目安のため、他の自治体と並列では比べられない。

○審議結果

2回目以降は資料5・6・7を基に議論していく。

(2) 報告事項

①令和6年度公契約対象案件の状況について

*事務局が資料8にて内容説明。

○意見等

特になし

②令和6年度公契約審議会関係スケジュール

*事務局が資料9にて内容説明。

○意見等

特になし

③その他

○意見等

特になし

5 閉会